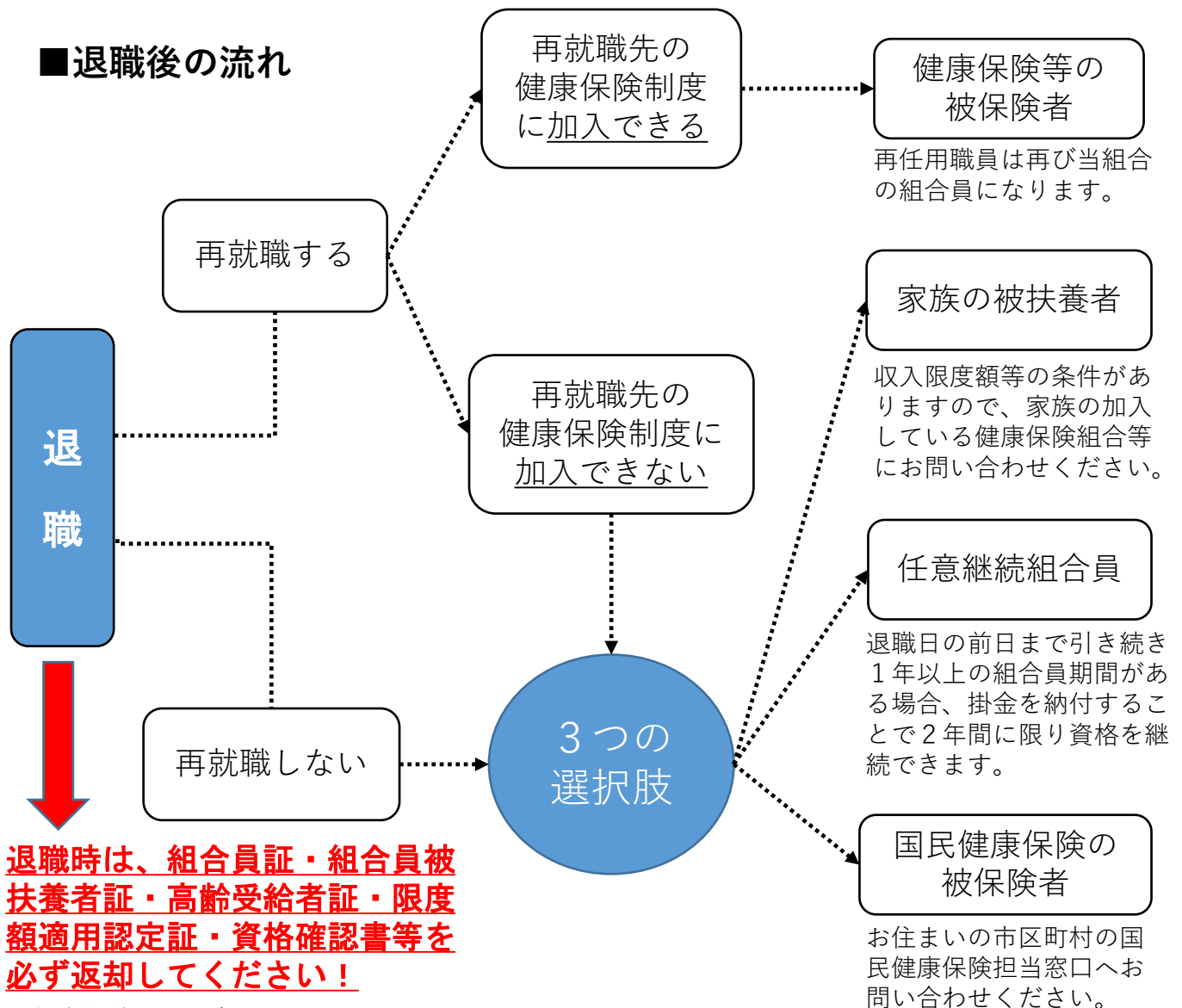


退職後の医療保険制度

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて当組合の資格を喪失します。そして、退職後の状況により、いずれかの医療保険制度に加入することになります。

■退職後の流れ



被扶養者の配偶者が20歳以上60歳未満の場合

健康保険の手続きとは別に、配偶者の国民年金の届出が必要です。

◆ 再就職する（再就職先の健康保険制度に加入できる）

配偶者は国民年金第3号被保険者となります。再就職先を通じて年金事務所に手続きが必要です。

◆ 再就職しない（任意継続組合員も含まれます）

配偶者は国民年金第1号被保険者となります。お住まいの市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行う必要があります。

退職日から再就職するまでに空白の期間がある場合は、国民年金第1号被保険者の手続きが必要です。

Q1 任意継続の手続きは必ずしなければなりませんか。

A1 いいえ。退職後に他の健康保険に加入しない方のみ手続きしてください。再就職先で健康保険の適用がある方（再任用職員等を含む）や、家族の加入している健康保険の被扶養者となる方、国民健康保険に加入される方は、この手続きは不要です。

Q2 退職後は家族の健康保険の扶養に入りたいと思いますが、被扶養者になれるかどうかまだわかりません。どうしたらいいですか。

A2 家族の被扶養者になれないことが判明してから、任意継続の手続きをしてください。家族の健康保険へ加入する手続きと任意継続の手続きを同時にすることはできません。ただし、任意継続組合員の手続きには期限がありますので、家族の健康保険へ加入する手続きは速やかにお手続きください。また、任意継続組合員の資格取得後に、家族の被扶養者になる届出をする場合には、任意継続組合員の資格を喪失するための届出が必要です。

Q3 退職後、10月1日から再就職先の健康保険に加入予定ですが、未確定です。申出はできますか。

A3 いいえ、未確定の場合は申出はできません。予定していた再就職をしないことが確定した場合に、任意継続の申出ができます。また、再就職しても社会保険の適用条件を満たさないために再就職先の健康保険に加入できない場合も任意継続の申出ができます。

Q4 任意継続の手続きをしたいのですが、数ヵ月後に再就職によって他の健康保険に加入するかもしれません。そういった場合でも掛金の一括前納ができますか。

A4 はい。年払申出の場合は、今年度末の令和8年3月分までの半年分を納付し、新年度から年払で一括前納になります。ただし、再就職によって他の健康保険に加入するなど、任意継続を途中でやめられる場合、前納した任意継続掛金のうち未経過期間に係る掛金は、請求により後日還付します。なお、他の健康保険への加入と当組合の喪失が同月だった場合は還付しません（再就職先の健康保険が当組合又は他の共済組合の場合は還付します。）。

Q5 任意継続の場合、在職中から扶養している家族は、引き続き扶養家族として認定されますか。また、掛金の額は扶養家族の人数によって違いがありますか。

A5 退職後も生計維持関係があれば、引き続き被扶養者として認定されます。生計維持関係の変更の際には速やかに「被扶養者申告書」により届出をしてください。また、掛金は本人に対するものですので、被扶養者の人数による違いはありません。

Q6 マイナ保険証の情報が更新前（旧の情報）の場合や新しい資格確認書が交付されるまでの間に、医療機関等を受診したい場合には、どうしたらいいですか。

A6 一旦、10割負担でお支払いいただき、マイナポータルにてマイナ保険証の情報が更新（記号が99に変更）されたことを確認後（又は資格確認書の受領後）に医療機関等へマイナ保険証（又は資格確認書）を提示し精算してください。医療機関等で精算できなかった場合は、当組合あてに療養費請求（当組合ホームページ参照）を行ってください。